

海外研修の実施方法について、研修は、原則として複数の議員による研修団を編成し、県政にかかわる事項及びこれに関連する事項について調査・研究することにより実施することとされ、研修は、一つの任期について原則として一回以内とし、毎年度予算の範囲内で派遣することと規定されている。

海外研修の費用について、旅費の支給額は「山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」に基づき算定した額とすることとし、ただし、その最高限度額は、一人、90万円とすることとされ、また、一回の旅行額が90万円に満たない場合は、残額を限度として同一期中に限り再度研修することができる、この場合も原則として研修団により実施することと規定されている。

海外研修の手続きについては、研修をしようとする議員は予め「海外研修申込書」に研修計画、旅行日程、見積書、その他参考資料を添えて議長に提出することとし、議長は研修の申し込みがあったときは、内容を審査し、適当と認められるときは、会議規則第122条に基づき、これを決定することと規定されている。

研修終了後は、直ちに「海外研修終了届」を議長に提出し、また、速やかに、①研修の日程、研修者の氏名、②研修地の概況、③研修の目的、内容、成果等を主題とする「海外研修報告書」を議長に提出することになり、また、議長は提出された「海外研修報告書」を他の議員等に対して開示するものとし、議員等の閲覧に供するため議会図書室に配架している。

山梨県議会議員の派遣についての申し合わせ（以下「申し合わせ」という。）は、平成14年度の法及び会議規則の改正により、議員の派遣が制度化されたことに伴い制定された。

申し合わせの内容は、制度化された議員派遣について、①議会が議員を派遣する旅行の範囲や、②派遣の手続き等について規定している。

議員派遣の範囲については、①地方行政又は議会の制度運営等に関する海外諸国事情調査及び研修又は友好都市提携等を行っている外国の議会等の招聘による訪問など7項目が規定されている。

議員の海外研修については、研修要綱に基づき、会議規則第122条第1項に規定される議員の派遣として実施されている。

イ アメリカ合衆国への海外研修（観察）（以下「海外研修1」という。）について

(ア) 海外研修1の経緯

- ・ 平成21年12月25日 議員が研修要綱に基づき海外研修申込書を山梨県議会議長に提出
- ・ 平成22年 1月 4日 山梨県議会議長が議員を海外研修に派遣することを決定
- ・ 平成22年 1月 17日 から
- ・ 平成22年 1月 23日 まで 議員が海外研修を実施
- ・ 平成22年 1月 30日 議員が海外研修終了届を山梨県議会議長に提出
- ・ 平成22年 2月 25日 本件旅費の支出
- ・ 平成22年 3月 3日 本件通訳料等の支出

- ・ 平成22年 7月 30日 議員が海外研修報告書を山梨県議会議長に提出
- ・ 平成23年 3月 2日 議員が海外研修報告書の一部を訂正し、山梨県議会議長に提出

(イ) 海外研修1の概要
　　○ 海外研修申込書、海外研修終了届、海外研修報告書（アメリカ観察・報告書）の内容は次のとおりであった。

①期間 平成22年1月17日～23日

②参加者 倭川議員、山下議員、鈴木議員

③研修目的、研修内容等

○ 海外研修申込書に記載された研修目的

米国と日本の輸出入の調査

本県は農業、果樹等生産県であり、農業大国米国の農業事情について視察

○ 海外研修終了届の研修内容

・ワイン産業について、自治体国際化協会ニューヨーク事務所及びローングアイ

ランドでの現地視察及びCLAIR NYC事務所を訪問し、その実情を調査

・観光産業について、JTBニューヨーク支店を訪問調査

・ユニオンステーション（合同使用駅）に併設されるショッピングモールを視

察、本県の観光振興としての駅、地域、商店街の課題を調査

・Whole Foods Market アメリカの活力ある大型店の現状・

その消費者動向への対応等を調査

○ アメリカ観察・報告書に記載された内容（要約）

米国と日本の輸出入の調査、本県の主要産業であるワイン産業の本場である農業大国米国の現状、観光産業、また最近本県でも盛んに開発が行われている

大型商業施設のあり方について観察する。

・Wine Lover's Market

カリフォルニアワインの生産の状況と米国の消費の現状について調査

・ JTB ニューヨーク支店

・ 米国の日本に対する観光の意向、考え方を調査

・ 本県に対する観光の意向

・ 米国からの訪県人及びその訪県時の感想

・ 今後本県に米国の方々が訪れてくれる要素

・ CLAIR NY C 事務所

米国に対する本県のワインの輸出実態と果樹、宝飾等の本県が主要とする県産品の輸出状況

・ユニオンステーション

石和温泉駅において、地域、駅そして商店街を結ぶ取り組みを進める中、

- 共同使用駅（ユニオンステーション）となる現地を観察
- ・ワシントン市内の大型商業施設「Whole Foods Market」
- 健康志向型の食品小売店というコンセプトを明確にし、ライフスタイルオペレーションを実施し、アメリカの自然食品・健康食品専門の大手企業へと躍進している「Whole Foods Market」の現状を観察

④経費

本件旅費の支出

皆川議員	6 4 1, 6 4 7 円	支払日
鈴木議員	6 4 1, 3 2 3 円	H22. 2.25
山下議員	6 4 1, 4 5 8 円	
小計	1, 9 2 4, 4 2 8 円	
本件通訳料等の支出		
通訳兼ガイド料	3 4 5, 0 0 0 円	支払日
施設見学手数料	7 5, 6 0 0 円	H22. 3. 3
専用車借上料	3 5 4, 0 0 0 円	
小計	7 7 4, 6 0 0 円	(一人当たりの金額（合計額を3で除する。）2 5 8, 2 0 0 円)
合計	2, 6 9 9, 0 2 8 円	

（皆川議員 8 9 9, 8 4 7 円、鈴木議員 8 9 9, 5 2 3 円、山下議員 8 9 9, 6 5 8 円）

⑤行程別表1のとおり

ウ エジプト・トルコへの海外研修（観察）（以下「海外研修2」という。）について

（ア）海外研修2の経緯

- 平成22年 4月19日 議員が研修要綱に基づき海外研修申込書を山梨県議会議長に提出
 - ・平成22年 4月19日 山梨県議会議長が議員を海外研修に派遣することを決定
 - ・平成22年 4月21日 から
 - 平成22年 4月29日 まで 議員が海外研修を実施
 - ・平成22年 5月17日 議員が海外研修終了届を山梨県議会議長に提出
 - ・平成22年 5月21日 本件旅費の支出
 - ・平成22年 5月21日 本件専用車借上料等の支出
 - ・平成22年 8月12日 議員が海外研修報告書を山梨県議会議長に提出
- （イ）海外研修2の概要
- （イ）海外研修申込書、海外研修終了届、海外研修報告書（エジプト・トルコ2カ国観察研修報告書）の内容は次のとおりであった。

①期間 平成22年4月21日～29日

②参加者 高野議員、大澤議員、浅川議員、望月議員、堀内議員

③研修目的、研修内容等

○海外研修申込書に記載された研修目的

- ・福祉関係・・・貧困・聴覚・視覚障害者、災害被災等への支援対策
- ・公共交通・・・現況と新交通システムの課題と展望
- ・世界遺産・環境問題・・・世界遺産登録までの経過及び現状把握。問題点等と併せて、温暖化による当該地の影響や環境保護策、テロ対策など

・文化歴史関係・・・考古博物館の運営・文化財の管理等。本県と共通する課題を有する機関を訪れて観察し、精通する関係者と意見交換する中で今後の議会活動の参考とする。

○海外研修終了届に記載された研修内容

- ・リサーラ（エジプトの政府機関）を訪問、社会福祉目的とした機関であり、献血、孤児院訪問、病院訪問、高齢者宅訪問などのボランティア活動を行っており、今回は障害者の社会復帰を目標において活動を行っている施設を訪問、福祉事業の調査を実施

・ギザのピラミッド群をはじめとした世界遺産群の登録までの経過、現状の問題点等を調査

・カッパドキア地区、ギョレメ野外博物館などを観察し、世界遺産登録までの経過及び現状把握、問題点などを調査

- ・イスタンブールにおいてトルコ国鉄を観察、市内の路面電車、中距離での地下鉄、遠距離の高速鉄道整備など課題と将来展望を調査

○エジプト・トルコ2カ国観察研修報告書及び日程表の内容（要約）

- ・リサーラ（エジプト考古学博物館）エジプトの歴史を含めての講義、世界遺産の観察
- ・エジプト考古学博物館
- ・エジプトの歴史を含めての講義、世界遺産の観察
- ・ギョレメ国立公園
- 富士山の世界文化遺産登録を目指している本県により、今後の申請に少しでも役立つ内容での観察

- ・世界遺産群の保護、維持管理について
- ・イスタンブル駆
- トルコの公共交通、新交通システムなどの観察
- 山梨の観光行政の視点、方向に何か新しいものを見い出したいため。

④経 費

本件旅費の支出	支払日
高野議員 795,830円	H22.5.21
大澤議員 795,830円	
浅川議員 795,830円	
望月議員 795,830円	
堀内議員 795,830円	
小計 3,979,150円	

専用車借上料	支払日
施設見学手数料 92,500円	H22.5.21
小計 517,500円	
合計 4,496,650円	

(一人当たりの金額(合計額を5で除する。) 899,330円)

⑤行 程 別表2

エ 議会事務局における海外研修の費用弁償等の支出に係る執行体制について

研修要綱第6条の規定に基づき、研修しようとする議員は、予め海外研修申込書に、研修計画、旅行日程、見積書、その他参考資料を添えて議長に提出し、議員の派遣に係る議会の議決又は議長の決定を受けることとされている。

この議会の議決又は議長の決定を基に、議会事務局長は、山梨県財務規則第3条に基づき、知事の事務の委任を受け、配当を受けた歳出予算(費用弁償等)の範囲内において、旅費や車両借上げ代等の海外研修に要する費用について、支出負担行為及び支出命令を行っている。

(2) 韓国ソウル市等及び鹿児島県屋久島の調査研究について

ア 政務調査費に係る規定について

政務調査費の規定については、請求人から平成21年12月24日付けで提出された「山梨県知事に対する措置請求書」(以下「前回請求」という。)に対する監査結果通知(平成22年2月19日付け梨監第884号-5)(以下「前回監査結果通知」という。)に記載のとおりである。

前回監査結果通知に記載していない部分について、抜粋して記載する。

山梨県政務調査費の交付に関する条例に基づき、山梨県政務調査費の交付に関する規程が定められているが、その第4条に、政務調査費の使途基準(以下「使途基準」という。)が定められている。会派に係る調査研究費の使途基準は次のとおりである。

(別表第一)

項目	内容
調査研究費	調査委託費、交通費、宿泊費等の会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費

イ 使途基準の運用指針等の記載内容(抜粋)

II 使途基準の運用指針等【1 総論】

項目 : 総 論

運用指針

運用指針

3. 会派の調査研究活動

会派の調査研究活動を会派所属議員が分担して実施する場合は、総会での決定など会派としての意思決定を行う必要があり、また、役割を受け持った議員は、活動終了後、会派に対して一定の報告を行う必要があります。

4. 充當適否の最終判断

使途基準の運用指針は、充當に際しての判断基準を示すものですが、調査研究活動の形態は、それぞれの会派、議員により異なり、また、政務調査費の使途の説明責任は、会派、議員にありますので、個々の事案に係る充當適否の判断は、最終的には会派、議員が行うことになります。

5. 調査研究活動
会派、議員の活動は多岐に渡り、議会活動、政治活動など渾然一体となつていますので、調査研究活動を一概に定義することは困難です。参考ではあります、一つの考え方として、次のようなものがあります。

【調査研究活動とは】

- ①会派、議員が県政の一般課題、議会で審議する案件について行う調査研究及び情報収集のための活動
- ②会派、議員が政治家、行政関係者又は民間の団体との意見交換及びそれらの者から情報収集を行うための活動
- ③会派、議員が住民からの要望及び意見の聴取並びに住民との意見交換のために行う活動
- ④会派、議員が住民に対して行う広報活動であって、世論の反応を見て、

自らの政策立案などの調査研究に資するために行う活動

II 使途基準の運用指針等【3 会派の場合】

項目：調査研究費

使途基準（規程第4条）

調査委託費、交通費、宿泊費等の会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究費及び調査委託に要する経費

対象経費

調査委託費、交通費、宿泊費、人件費、その他必要と認められる経費

充当可能な例

- 海外調査・県外調査・県内調査
- ・先進国視察
- ・先進都道府県視察
- ・○○研究所視察
- ・現地実態調査
- ・被災状況聴取

充当に適さない経費の例

- 観光・レクリエーション目的の旅行に要する交通費等
- 政党活動、選挙活動等に係る交通費等

運用指針

1. 交通費

- (1) 交通費は実費充当を原則とする。
- (2) タクシー代
タクシー代は、緊急時、他に交通機関がないなど止むを得ない場合に充当できる。

エ 議会事務局における政務調査費（会派分）の支出に係る執行体制について

議会事務局長は、山梨県財務規則第3条に基づき、知事の事務の委任を受け、配当を受けた歳出予算（政務調査費）の範囲内において、支出負担行為を行い、毎月、月の初日の会派の所属議員数に応じて、支出命令等の処理を行っている。
オ 平成21年度の政務調査費の交付状況について

3. 海外視察

海外調査は、調査目的が明確であり、日程が合理的なものとすること。

IV 会計処理

2. 証拠書類等の整備

会派の政務調査費経理責任者及び議員は、支出を証明する書類（以下「証拠書類等」といいます。）として、次に掲げる書類を整理し、保管しなければなりません。また、証拠書類等については、整理保管義務と同時に、収支報告書への写しの添付が義務づけられています。

（1）調査研究活動記録票

調査研究活動を実施した記録として、実施の都度、使途項目ごとに作成するもので、実施年月日、実施場所、相手方、参加議員の氏名、調査研究活動の目的・実施内容・結果、経費とその内訳（按分により政務調査費を充当する場合は按分率及び按分率に基づく支出額）等を記載し、領収書等または政務調査費支出証明書等を添付する必要があります。

なお、平成22年3月より、県外（宿泊した場合に限る。）又は海外において調査研究活動を行った場合に作成する必要がある書類として、（5）県外・海外調査概要書が追加された。

ウ 政務調査費に係る支出手続きについて

会派に係る政務調査費の支出手続きは、通常の場合、年度当初に、議長から知事に対して、政務調査費の交付を受ける会派の通知を行い、知事がから会派に対して政務調査費の交付決定が行われる。

会派に対する政務調査費の交付については、毎月、月の初日の会派の所属議員数に50,000円を乗じた額を、会派に交付する。

会派は、交付を受けた年度の政務調査費収支報告書に政務調査費による支出に係る領収書等の写しを添えて、議長に提出する。

議長は、会派から提出された政務調査費に残余がある場合は、当該会派に対して返還を命ぜる。返還命令を受けた会派は、知事に政務調査費の返還を行う。

（1）実費充当を原則とするが、公務旅行との均衡上、1泊14,800円（県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第4条）を上限とする。ただし、会議主催者の指定など特別な理由がある場合は、限度額を超えて充当することができる。

（ア）県民クラブ（自由民主党）
①交付決定日 平成21年4月1日
交付決定額 5,400,000円

②会派への交付日

第1回	平成21年 4月10日	交付額 4 5 0 , 0 0 0 円
第2回	平成21年 5月11日	交付額 4 5 0 , 0 0 0 円
第3回	平成21年 6月10日	交付額 4 5 0 , 0 0 0 円
第4回	平成21年 7月10日	交付額 4 5 0 , 0 0 0 円
第5回	平成21年 8月10日	交付額 4 5 0 , 0 0 0 円
第6回	平成21年 9月10日	交付額 4 5 0 , 0 0 0 円
第7回	平成21年10月 9日	交付額 4 5 0 , 0 0 0 円
第8回	平成21年11月10日	交付額 4 5 0 , 0 0 0 円
第9回	平成21年12月10日	交付額 4 5 0 , 0 0 0 円
第10回	平成22年 1月 8日	交付額 4 5 0 , 0 0 0 円
第11回	平成22年 2月10日	交付額 4 5 0 , 0 0 0 円
第12回	平成22年 3月10日	交付額 4 5 0 , 0 0 0 円

なお、平成21年11月30日付けで会派異動届が提出され、会派の名称が「自由民主党」から「県民クラブ」に変更された。

③政務調査費収支報告書の提出日 平成22年4月30日

④議長から知事への写しの送付日 平成22年6月25日

⑤交付額の確定日 平成22年6月25日

⑥確定した交付額 5, 400, 000円

カ 韓国ソウル市等及び鹿児島県屋久島の調査研究について

(ア) 韓国ソウル市等における調査研究（以下「調査研究1」という。）の概要
調査研究活動記録票及び県外・海外調査概要書の内容は次のとおりであった。

⑤行 程 別表3

①期 間 平成21年7月20日から7月22日

②参加者 渡辺議員、高野議員、大澤議員、浅川議員、石井議員、望月議員、堀内議員

③調査目的（調査事項）、調査方法等

- ・富士山静岡国際空港
- ・調査目的 富士山静岡国際空港の利用状況、空港管理等の調査

- ・調査方法 調査先から説明を受ける中で状況等の調査、確認
- ・日本国政府観光局ソウル事務所

- ・調査目的 韓国の一般社会・経済状況、対日感情等の調査
- ・宗廟・大統領府館・青瓦台等

（日韓人的相互交流、日本人から見た韓国情勢及び対日感情、観光交流について、韓国在住日本人グループとの意見交換を行う。）

- ・調査方法 調査先から説明を受ける中で状況等の調査、確認
- ・宗廟・大統領府館・青瓦台等

・調査目的 海外旅行市場調査、観光交流等の調査
(山梨の果樹のPRの様子や、観光客への浸透の状況などを観察)

- ・調査方法 観察による状況等の調査、確認

④経 費 政務調査費（調査研究費）の充当額

・交通費 航空代	3 8 8 , 5 0 0 円	支払日
バス借上代（国内）	1 4 7 , 0 0 0 円	H21. 7.16
バス借上代（現地）	1 4 3 , 5 0 0 円	H21. 8.10
・宿泊料	1 9 6 , 0 0 0 円	
・振込手数料	1 , 0 5 0 円	
・手土産代	6 , 3 0 0 円	
合計	8 8 2 , 3 5 0 円	H21. 7.17

（一人当たりの金額（合計額を7で除する。） 1 2 6 , 0 5 0 円）

なお、本件措置請求書の中で、「渡辺議員、高野議員、大澤議員、浅川議員、石井議員、望月議員、堀内議員の各々は、政務調査費から一人当たり5 3 , 6 4 6 円余の支出をしている。」との記載があるが、本件調査研究1に係る実際の政務調査費の充当額は合計8 8 2 , 3 5 0 円、一人当たり1 2 6 , 0 5 0 円となっていることを確認した。

(イ) 鹿児島県屋久島における調査研究（以下「調査研究2」という。）の概要
調査研究活動記録票及び県外・海外調査概要書の内容は次のとおりであった。

①期 間 平成21年12月16日から12月18日

②参加者 高野議員、中村議員、渡辺議員、大澤議員、浅川議員、石井議員、望月議員、堀内議員

③調査目的（調査事項）、調査方法

- ・屋久島環境文化村センター、屋久島立屋久杉自然館、屋久島世界遺産センター
- ・調査目的

世界遺産屋久島の環境保全対策への取組み
島の観光振興策と自然環境保護の課題と対応

世界遺産地域や国立公園の管理運営について
屋久島世界遺産センター（環境省）の業務内容

屋久島自然保護管理事務所の業務内容
屋久島でのエコツーリズムの推進など

- ・調査方法
- ・調査先から説明や案内を受ける中で状況等の調査、確認

④経 費

政務調査費（調査研究費）の充当額		
・交通費 航空代	4 2 9 , 6 5 0 円	支払日
車両借り代等（羽田往復）	7 6 , 7 2 0 円	H21.12.25
電車代（羽田）	5 , 6 0 0 円	
バス借り代（現地）	1 5 7 , 5 0 0 円	
宿泊料	2 3 6 , 8 0 0 円	
乗務員、旅行取扱手数料等	8 , 0 4 0 円	
振込手数料	8 4 0 円	
観察入館料等	1 7 , 4 0 0 円	
手土産代	5 , 0 4 0 円	
合計	9 3 7 , 5 9 0 円	

（一人当たりの金額（合計額を8で除する。）117,198円）

⑤行 程 別表4

2 監査委員の判断

(1) 海外研修1及び海外研修2について

ア 議員の派遣については、平成14年の法改正により新たに法第100条第12項（現第13項）が設けられ、同項において「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と定められ

たところであり、これを受けて、会議規則第122条第1項は、「法第100条第12項（現第13項）の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。」と定め、同条第2項は、「前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」と定められている。

議員の研修や議員の派遣に関して、研修要綱及び申し合わせが策定されている。

研修要綱には、①議員の海外研修の実施方法、②費用等が規定されている。

申し合わせには、①議会が議員を派遣する旅行の範囲や、②派遣の手続き等について規定されている。

議員派遣の範囲については、①地方行政又は議会の制度運営等に関する海外諸国間など7項目が規定されている。

議員の海外研修については、研修要綱に基づき、会議規則第122条第1項に規定される議員の派遣として実施されている。

イ 議員を海外に派遣することについては、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために必要な限度で広範な権能を有し、合理的な必要性があるときには、その裁量により議員を海外に派遣することもできる。」（最高裁昭和63年3月10日判決）とされている。また、議員を海外に派遣することができる議会の裁量については、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができるが、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときには、議会による議員派遣の決定が違法となる場合がある。」（最高裁平成9年9月30日判決）とされている。

そこで、このような観点から、本件海外研修1及び本件海外研修2について、議員を海外に派遣した合理的な必要性の有無及び議員を海外に派遣した議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があつたか否かについて検討する。

ウ 本件海外研修1及び本件海外研修2について、議員を海外に派遣した合理的な必要性の有無と議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があつたか否かについて

(ア) 本件海外研修1は、その外形が私事旅行と差異がなく、県政との関わりが全く不明であり、研修要綱における海外研修の実施方法を満たしていないことは明らかである。また、現地の事務所を訪れる必要があったのか疑問であるとの請求人の主張について

請求人は、請求の要旨の中で、海外研修（観察）の旅費等の支出について、研修要綱には、海外研修について「研修は、（途中略）県政にかかる事項及びこ